

令和8年2月5日7産産発第12676号 区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、大田区内で事業を営む中小企業者が、事業活動に直接資する既存設備を省エネルギー化又は業務改善が図れる設備へ更新を行う際に係る費用を助成するとともに、賃上げを促進することを目的とした大田区省エネルギー・業務改善・賃上げに係る緊急経済対策助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する会社及び個人をいう。
- (2) 従業員 中小企業基本法上の「常時使用する従業員」であり、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」のうち、別途募集要領で定める者をいう。
- (3) 賃上げ 従業員（国内雇用者）に対して支給する給与等（毎月決まって支払う給与）の金額を増加させることをいう。

(対象事業者)

第3条 この要綱による助成の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 中小企業者であり、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること。
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有していること。
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること。
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、大企業が実質的に経営に参画している等の区長が不相当と認める事情があること。
- (2) 法人にあっては本社又は主な事業所が、個人事業主にあっては住民票上の住所又は事業所所在地が大田区内にあること（履歴事項全部証明書又は税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写しにより、大田区内所在等が確認できる場合に限る。）。
- (3) 第9条の規定による交付申請をする日（以下「交付申請日」という。）において、大田区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。
- (4) 法人事業税及び法人都民税（個人事業者の場合は法人事業税及び住民税）を滞納していないこと。
- (5) 大田区に対する使用料等の債務の支払を滞納していないこと。
- (6) 過去に大田区から助成を受けた際に、不正受給等をしていないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業を営んでいないこと。
- (8) 大田区暴力団排除条例（平成24年条例第38号）に規定する暴力団・暴力団員・暴力団関係者と密接な関係を有さないこと。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による申立て等、この要綱による助成の対象となる事業（以下「対象事業」という。）の実施について不確実な状況でないこと。
- (10) 大田区又は他の公的機関から同一の内容、経費で助成金等の資金支援を受けていないこと。
- (11) 引き続き大田区内で事業を継続する意思があること。

(12) その他、区が指定する誓約事項に同意すること。

(対象事業)

第4条 対象事業は、大田区内に設置された既存設備の更新をするものであって、更新する設備が次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 対象事業者の事業活動に直接資するもの。
- (2) 製造作業や顧客にサービスを提供する際に直接用いるもの。
- (3) 製造現場やサービス提供現場に導入するもの。
- (4) 既存設備の更新であるもの。
- (5) 既存設備と同様の機能を有しているものであって燃料や電力等の省エネルギー化を図ることができるもの又は新たな機能を有していることにより既存事業の業務改善を図ることができるもの。
- (6) 交付決定後から第17条に規定する実績報告の日までに、契約・納品・施工・支払等の手続が完了する設備であること。
- (7) 見積書・請求書・領収書・製品カタログ等、当該設備に係る導入設備納品業者からの適正な経費関係書類及び設備内容書類が提出できること。

(対象経費)

第5条 この要綱による助成の対象となる経費は、消費税を除いた設備の購入、リース、搬入、設置その他の更新に要した費用（以下「導入費用」という。）（対象事業者が第10条の規定により交付決定を受けた日以降に購入したものに限り、）とし、予算の範囲内において対象事業者に助成金を交付するものとする。

(対象外経費)

第6条 本事業の対象とならない経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 1設備当たり本体価格10万円未満（税抜）の設備の導入費用
- (2) 既存設備の撤去処分費、修繕費、消耗品、ソフトウェア費用
- (3) 新規導入・増設に係る経費
- (4) 汎用性が高く、事業活動に直接使用されることが不明瞭な設備の導入費用
- (5) 製造作業や顧客にサービスを提供する際に直接用いない設備の導入費用
- (6) 対象事業者の関連法人（資本関係のある法人、役員を兼任している法人又は代表者の親族が経営する法人等をいう。）又は代表者の親族から購入する設備の導入費用
- (7) 関税、保険料、印紙、振込手数料等の間接経費
- (8) 社会通念上、助成が適当でないものの導入費用
- (9) 助成対象経費以外の経費

(助成金の額等)

第7条 交付すべき助成金の額は、第5条に規定する対象経費の実際に要した額の2分の1（1千円未満の端数は切り捨て）とし、限度額は50万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、第9条に規定する交付申請時において、従業員に賃上げ方針を表明したことを証する書面を提出して第10条に規定する交付決定を受けた場合、交付すべき助成金の額は、第5条に規定する対象経費の実際に要した額の5分の4（1千円未満の端数は切り捨て）とし、限度額は80万円とする。

(助成回数の制限等)

第8条 助成金の交付を受けることができる回数は、1事業者当たり1事業までとする。

(交付申請)

第9条 助成金の交付を希望する対象事業者は、あらかじめ定められた期間内に、次の各号に掲げる書類を区長に提出して、交付申請しなければならない。

- (1) 大田区省エネルギー・業務改善・賃上げに係る緊急経済対策助成金交付申請書（別記第1

号様式)

- (2) 事業実施計画書 (別記第2号様式)
- (3) 経費内訳書 (別記第3号様式)
- (4) 誓約書 (別記第4号様式)
- (5) その他区長が必要と認める書類
(交付決定)

第10条 区長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは交付決定を行い、大田区省エネルギー・業務改善・賃上げに係る緊急経済対策助成金交付決定通知書 (別記第5号様式) により申請をした対象事業者に通知するものとする。

2 区長は、前項の審査の結果、適当でないと認めるときは、大田区省エネルギー・業務改善・賃上げに係る緊急経済対策助成金不交付決定通知書 (別記第6号様式) により、申請をした当該申請者に通知するものとする。

3 区長は、前項の規定による助成金の交付の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。
(申請の取下げ)

第11条 交付決定を受けた対象事業者 (以下「交付決定者」という。) は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、大田区省エネルギー・業務改善・賃上げに係る緊急経済対策助成金申請取下書 (別記第7号様式) を区長に提出することにより、申請を取り下げることができる。

(変更・中止申請)

第12条 交付決定者は、第9条に規定する申請内容に変更又は中止があった場合は、大田区省エネルギー・業務改善・賃上げに係る緊急経済対策助成金変更 (中止) 承認申請書 (別記第8号様式) を速やかに区長に提出するものとする。

(変更・中止決定)

第13条 区長は、前条の規定による変更又は中止の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは変更又は中止の承認を行い、大田区省エネルギー・業務改善・賃上げに係る緊急経済対策助成金変更 (中止) 承認通知書 (別記第9号様式) により交付決定者に通知するものとする。

(遅延等の報告)

第14条 交付決定者は、対象事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は対象事業の遂行が困難になったときは、速やかにその理由、遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 交付決定者は、前項の報告に基づき、区長から必要な指示を受けたときは、直ちにその指示に従わなければならない。

(状況報告)

第15条 交付決定者は、対象事業の遂行状況について、区長の要求があったときは速やかに書面により報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告を受けた場合において必要があるときは、交付決定者にその処理について適切な指示をすることとする。

(遂行命令)

第16条 区長は、交付決定者が提出する報告、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第221条第2項の規定による調査等により、対象事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定者に対し、これらに従って対象事業を遂行すべきことを命じるものとする。

2 区長は、交付決定者が前項の命令に違反したときは、その者に対し当該対象事業の一時停止を命じるることができる。

(実績報告)

第17条 交付決定者は、事業を完了したときは、必要な書類等を添えて、あらかじめ定められた期間内に次の各号に掲げる書類を区長に提出して、実績報告しなければならない。

(1) 大田区省エネルギー・業務改善・賃上げに係る緊急経済対策助成金実績報告書(別記第10号様式)

(2) 助成事業完了報告書(別記第11号様式)

(3) 経費報告書(別記第12号様式)

(交付確定)

第18条 区長は、前条の規定による大田区省エネルギー・業務改善・賃上げに係る緊急経済対策助成金実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは交付すべき額を確定し、大田区省エネルギー・業務改善・賃上げに係る緊急経済対策助成金交付確定通知書(別記第13号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第19条 区長は、前条の規定による審査の結果、対象事業の実施結果が助成金の交付の決定及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付決定者に対し、当該対象事業につき、これらに適合させるための措置を命ずることができる。

(助成金の交付等)

第20条 交付決定者は、第18条の助成金交付確定通知書を受けたときは、大田区省エネルギー・業務改善・賃上げに係る緊急経済対策助成金請求書(別記第14号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定により請求書が提出されたときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(賃上げ状況報告書の提出)

第21条 従業員へ賃上げ方針を表明した交付決定者は、募集要領において別に定める期日までに、大田区省エネルギー・業務改善・賃上げに係る緊急経済対策助成金賃上げ状況報告書(別記第15号様式)を区長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第22条 区長は、交付決定者が次に掲げる事項に該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、大田区省エネルギー・業務改善・賃上げに係る緊急経済対策助成金交付決定取消通知書(別記第16号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(1) 第3条に掲げる条件を欠いていたことが判明したとき。

(2) 天災地変その他交付決定後に生じた事情により、事業の実施が困難となったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(4) 助成金を他の用途に使用したとき。

(5) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(6) 第17条の規定による大田区省エネルギー・業務改善・賃上げに係る緊急経済対策助成金実績報告書が期限内に提出されなかったとき。

2 前項の規定は、第18条の規定による交付確定があった後においても適用があるものとする。

3 前条の規定に基づく賃上げ状況報告書において、交付決定者が表明した賃上げ方針(第7条第2項の規定により書面で提出されたものをいう。)が実施されていないと認める場合は、第1項の規定により交付決定の一部を取り消すものとし、その額は、第5条に規定する対象経費の実際に要した額の5分の4に相当する金額から当該対象経費の実際に要した額の2分の1に相当する金額を減じた金額とする。

(助成金の返還)

第23条 区長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既

に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第24条 第20条の助成金の交付を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、当該助成事業に係る帳簿及び書類を、助成金の交付を受けた日の属する区の会計年度の末日から5年間保存しなければならない。

(財産権等)

第25条 この要綱により助成金の交付を受けて取得した設備の財産権は、助成事業者に帰属するものとし、大田区には帰属しないものとする。

(取得財産等の管理及び処分)

第26条 助成事業者は、対象事業により取得等をした設備（以下「取得財産等」という。）について台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

- 2 助成事業者は、取得財産等については、対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。
- 3 助成事業者は、取得財産等を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、大田区省エネルギー・業務改善・賃上げに係る緊急経済対策助成金に係る取得財産等処分承認申請書（別記第17号様式）をあらかじめ区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。
- 4 区長は、前項の規定により承認を受けた助成事業者が当該取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(検査)

第27条 助成事業者は、区長が帳簿等の状況その他必要な事項について報告又は検査を求めた場合には、これに応じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第28条 区長は、第23条の規定により助成金の返還を命じたときは、助成事業者をしてその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

- 2 区長は、助成事業者に対し、助成金の返還を命じた場合において、助成事業者がこれを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第29条 前条第1項の規定により加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第30条 第28条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の助成金等の一時停止等)

第31条 区長は、助成事業者に対し助成金の返還を命じ、助成事業者が当該助成金、違約加算金又は

延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき助成金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該助成金等と未納付額とを相殺するものとする。

(電子申請等)

第32条 第9条若しくは第11条若しくは第26条第3項に規定する申請又は第17条若しくは第21条に規定する報告は、別に区長が指定する方法によりインターネットを利用して行うことができる。この場合において、区長に送信等を行う事項は、当該手続の様式で定められた項目とする。

(電子通知)

第33条 この要綱に基づき区長が行う通知は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(委任)

第34条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、産業経済部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前までに第10条の規定により交付決定を受けた者については、同日後もなおその効力を有する。